

令和 7 年第 4 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 7 年 4 月 2 8 日 開会
令和 7 年 4 月 2 8 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 7 年笠間市農業委員会第 4 回定例総会

〔令和 7 年 4 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条許可不要特例の申し出について
日程第 7 議案第 5 号 現況証明願について
日程第 8 議案第 6 号 非農地証明願について
日程第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 10 議案第 8 号 農業委員会等に関する法律第 23 条による農地利用最適化推進委員の辞任について
日程第 11 議案第 9 号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日程第 12 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 13 報告第 2 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第 14 報告第 3 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第 15 報告第 4 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条許可不要特例の申し出について
日程第 7 議案第 5 号 現況証明願について
日程第 8 議案第 6 号 非農地証明願について
日程第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 10 議案第 8 号 農業委員会等に関する法律第 23 条による農地利用最適化推進委員の辞任について

- 日程第11 議案第9号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日程第12 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第13 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
日程第14 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
日程第15 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

出席委員

1番	深谷 聡 君	11番	青木 勝 照 君
2番	寺 門 博 君	12番	小 沼 祐 君
3番	込 山 祐 一 君	13番	荻 津 修一郎 君
4番	三 橋 美 香 君	14番	入 江 保 夫 君
5番	高 野 尚 夫 君	15番	園 部 孝 男 君
6番	鶴 田 英 樹 君	16番	鈴 木 明 君
7番	飛 田 稔 君	17番	稲野邊 茂 生 君
8番	大 橋 正 義 君	18番	國 谷 博 隆 君
9番	高 安 行 男 君	19番	永 田 良 夫 君
10番	菅 谷 賢 一 君		

欠席委員

な し

出席説明員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 係 長	松 本 高 彦 君

午後1時30分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和7年第4回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名。よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、3番込山祐一委員並びに4番三橋美香委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の27、28及び29について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大槌正義君） 27、28、29について報告します。

27と28は、同じ申請者なので、まとめて報告します。

4月25日、調査委員2名と申請人、申請代理人立会いの下、調査をしてきました。

27は、売買による権利移転、28は、賃貸借による権利移転です。

申請人、申請内容、申請場所は、議案書のとおりです。

場所は、本戸神社から西に1キロメートルくらい行った登り口の申請者の自宅近くの畑5筆でした。

27の申請理由は、譲受人の近くであり、農業規模を拡大し、農業安定のため申請地を譲り受けたい。譲渡人の申請理由は、自分で耕作できないので、相手に譲渡したいということです。

28の申請理由は、譲受人の自己所有の隣であり、規模を拡大し、農業安定のため借り受けたい。譲渡人は、自分で耕作するより相手のほうが便利になるので貸したいということです。

どちらも野菜と栗を栽培するということです。

譲受人は、以前も放棄地であった農地を取得してきれいに管理しています。周辺の農地への影響もなく、機械、書類等そろっており、許可相当と見てきました。

続きまして、29について報告します。

4月25日、調査委員2名、申請人にて現地を調査してきました。

申請内容、申請人、申請場所は、議案書のとおりです。

売買による所有権移転とのことです。

場所は、県道109号線、北関東自動車道脇のカントリークラブザ・レイクスを上加賀田方面に約1キロメートル行った右側の農地でした。

譲受人は、規模拡大のため、譲渡人は、遠方に住んでおり耕作できないので、放棄地になっている農地を譲渡したいとのことです。

調査に行ったときは、既に放棄地になっていたところが、きれいになっておりました。

許可後は、栗を栽培するとのことです。

周辺への影響はありません。農業技術、機械等もそろっており、何ら問題ないと見てきました。御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の30、31及び32について、議席番号6番、13番委員より調査報告をお願いします。

13番。

○13番（荻津修一郎君） 30番の件について報告をいたします。

4月25日、現地調査委員2名にて現地調査をしてまいりました。譲渡人、譲受人は、都合が悪いため出席はしておりません。

現地は、議案書に記載のとおりです。

場所は、清水寺というお寺の300メートルぐらい北に行った辺りの圃場になります。

売買による案件なので、譲受人は、規模拡大のために耕作したいという要望をしています。譲渡人は、現在耕作できないため譲りたいという希望があります。

農機具等は全てそろっているので、耕作に問題はありません。引き続き稲作を今年も耕作していく予定であります。

31番の件につきましては、現地は議案書に記載のとおりです。

場所は、自宅近くの圃場になります。

現状、受渡し前から、牧草地として耕作しており、親戚からの売買の案件なので、譲渡人は売買での了承を得ています。

農機具等は、全てそろっているので、現状と同じように牧草地として耕作していく予定であります。

関係書類等についても完備されておりますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号32番について、調査の結果を報告いたします。

4月25日、指名調査委員2名にて現地を見てまいりました。申請人については、電話で確認いたしました。

申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は2か所ありまして、湯崎湖の南方側100メートルぐらいのところと、西側20メートルほどのところにありました。

譲渡人申請理由は、令和3年7月に、後継者である譲受人に、この申請地を除く農地を贈与したが、譲渡人も高齢になり耕作できないことから、残りのこの申請地も贈与することです。

譲受人は専業農家であり、機械、労働力、技術等も問題ないと思われます。

取得後の申請地利用計画は、栗等を栽培することです。

また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の33について、議席番号1番、5番委員より調査報告を願います。

5番。

○5番（高野尚夫君） 番号33につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月24日午前8時より、指名調査委員全員と譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県立中央病院の先の信号を右へ曲がりまして、わたなべ整形外科から100メートルぐらいの右側にありました。

譲受人の申請事由は、もともと譲受人が栗畑として耕作していたのですが、所有者の死亡により妹さんが相続したもので、使用貸借による土地の利用を明確にするためです。譲渡人は、畑の利用予定がないため、使用貸借するということです。

申請地の利用計画は、引き続き栗を栽培することです。

機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類においても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の34について、議席番号4番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（園部孝男君） 番号34について、調査結果を報告いたします。

4月23日、指名調査委員2名で、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人、申請地は、議案書のとおりでございます。

申請場所は、国道355号線の上郷入口交差点から、県道南指原岩間停車場線を西に2キロメートル、そこから南へ1キロメートル入ったところで、土地改良区の第1工区内でございます。

譲受人の申請事由ですけれども、譲渡人が高齢で管理が困難ということで、農業経営を引き継ぐということを目的に賃貸借したいということです。譲渡人は、先ほど申しましたとおり、高齢のため管理が困難になったということでした。譲渡人が耕作していた水田を引き続き耕作するものです。

この申請につきましては、耕作を目的とした賃貸借権の設定でありまして、譲受人は昨年も、周辺水田で約1.1ヘクタール水稻栽培しておりますので、機械、労働力、技術等については適正と認められます。

権利関係でございますけれども、賃貸借で間違いありません。

関係書類についても完備しておりますので、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の35について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。
12番。

○12番（小沼 祐君） 申請番号35につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月25日8時30分より、指名調査委員2名、推進委員2名、代理人、譲渡人の立会いの上、現地調査をしてまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐自動車道岩間インター入口交差点から南へ200メートル行った右側と左側のところです。あと1か所は、岩間消防署から東へ1,200メートル行った左側のところです。

譲受人の事由は、農業経営規模拡大を図るためです。譲渡人の事由は、体調を崩してしまい、農業後継者もなく、思うように耕作ができず荒らしてしまうために譲ることにしました。

権利関係は売買です。

取得後、申請地は栗栽培をするそうです。

農業機械も一式取りそろえています。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から許可要件について説明いたします。

番号の27から35につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員でありますので、よって、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の2について、議席番号4番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（園部孝男君） 調査番号2番につきまして、調査結果を報告いたします。

4月25日に、指名調査委員2名、推進委員、申請代理人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。

申請人、申請地については、議案書のとおりでございます。

申請地につきましては、令和7年1月28日付で資材置場として転用許可を受けたものですけれども、譲渡人2名のうち1名が1月31日に亡くなってしまいました。そのため、売買契約が成立しませんでした。

許可後、転用に着手しているかどうか確認したのですが、土地の現状については、形質変更等は行われておらず、また、土地の全部事項証明書等を確認したところ、相続による所有権移転しかしておりませんでしたので、地目変更等は行われておりません。そのため、許可前の状況と全く変わらないことが認められましたので、許可取消相当と判断されますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の50について、議席番号4番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（園部孝男君） 調査番号50番につきまして、調査結果を報告いたします。

4月25日、指名調査委員2名、推進委員、申請代理人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。

申請人、申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりです。

本件につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和7年1月28日に審議されておりまして、許可を受けたものでございます。譲渡人の死亡により許可取消を行い、再度申請を受けました。

譲渡人を相続人へ変更し、内容については、前回の申請と同じになります。

申請場所につきましては、国道355号線から藤坂碎石への進入路方向である西に入りまして1.5キロメートル進んだ左側で、接道のない袋地となっております。

譲受人の申請事由につきましては、現在所有する資材置場に隣接しておりまして、碎石場の拡張に伴い、碎石置場を拡張したいとしております。譲渡人につきましては、資材置場拡張に最適の土地として強く要望されたためということでございました。

隣接地の状況ですけれども、北側と西側が譲受人の資材置場、東側が別会社の資材置場になっておりまして、農地といたしましては、南側の栗畑だけということになっておりますので、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。

碎石置場とすることから、取水はなく、雨水は敷地内浸透処理です。盛土する計画はございません。

権利関係につきましては、売買することに間違いございません。

書類関係についても完備しておりますので、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の51、52について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 申請番号51、52につきまして、続けて報告いたします。

申請番号51につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月25日9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐自動車道岩間インター入口交差点を東へ300メートル行き、信号機を左折し、200メートル先を右折し、80メートル先の左側です。

譲受人の事由は、現在工事中の申請者施設の工事用建設資材置場とコンテナ置場としての利用です。譲渡人の事由は、相手の要望に応じることです。

転用目的は一時転用です。

権利関係は賃貸借です。

隣接状況は、東側、畑、南側、宅地、西側、駐車場、北側、畑です。

取水計画はなし。排水計画は、雨水は敷地内浸透処理。隣接への日照、通風、耕作への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

申請番号52につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月25日9時30分より、指名調査委員2名と代理人、譲渡人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐道岩間インター入口交差点から東へ200メートルを左折し、300メートル先の右側のところです。

譲受人の事由は、道路改良工事における資材置場としての利用です。譲渡人の事由は、譲受人の依頼に応じるものです。

転用目的は工事用資材置場としての一時転用です。

権利関係は使用貸借です。

隣接状況は、東側、畑、西側、道路、南側、畑、北側、畑です。

排水計画、汚水、雑排水はなし。雨水排水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないと見てまいりました。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の44、再審議分について、議席番号10番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（青木勝照君） 調査番号44番について、調査結果を報告いたします。

4月26日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスと県道上吉影岩間線が交差するところのパチンコ店の十字路を石岡方面に300メートルぐらい行った左の丁字路の右側の土地です。

なお、ここは3月の農業委員会定例総会で、境界杭不明のため、保留となった土地です。

譲受人の申請理由は、太陽光発電施設の建設です。譲渡人は、相手の要望に応じることです。

まず、前回の立会いで確認できなかった境界杭ですが、今回は全て確認することができました。

取水、排水の使用はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。

防草対策は、碎石を敷いて雑草の繁茂を抑えるとともに、年に数回、草刈りをするとのことでした。

計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

なお、申請地の左側の土地との間に排水路が通っているのも、その流れを塞がないで施工するよう代理人に指導しました。代理人は、水路から少し離れたところにフェンスを設置するとのことでした。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の52につきましては、用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地

という理由から、第2種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条許可不要特例の申し出について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農地法第5条許可不要特例の申し出についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第4号 農地法第5条許可不要特例の申し出について、委員の報告の前に御説明させていただきます。

議案書につきましては、7ページになります。併せて、机の上に置かせていただきました資料を御覧ください。カラーのものになります。

食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されました。これに伴い、農業振興地域の整備に関する法律施行規則と農地法施行規則の一部が改正され、農地の転用の制限の例外、4条、それと、農地の権利の移動の例外、5条の規定が改正されました。

地域計画に認定農業者が設置しようとする農業用施設を記載する場合に、周辺の農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれがないことを農業委員会が認めたものについて、農地転用許可及び農振法の開発許可を不要とする措置、農地法施行規則第29条第4号、4条案件です。第53条第4号が5条案件です。

今までですと、制限除外の農地の移動届というものの一部でしたが、今後は、許可不要特例となります。

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用後、農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、

具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしております。

農業施設につきましては、自らの農業生産活動に必要な不可欠なものであることから、原則転用できない農用地域内や第1種農地においても、例外的に許可が可能となっております。

その際、施設等の設置に伴い、周辺農地に対する日照や排水による農業用水への影響の有無など、周辺農地の営農に支障を及ぼさないことを確認します。

本年3月までは、制限除外として、許可不要で転用できる面積は、周辺農地の営農に支障を及ぼすリスクの確認が行われなかったため、2アール、200平米未満に限定されておりました。

先ほども言いましたように、令和7年4月1日から農地法施行規則が改正され、認定農業者が地域計画に定められた農業施設を設置するために農地を転用する場合や、転用目的で農地の権利を取得する場合は、農地法の4条許可、5条許可が不要になりました。

資料2ページを御覧ください。

施設の種類としましては、農業生産施設、農畜産物の加工、販売施設、農家レストラン等で、周辺の営農や地域計画の達成に支障を及ぼさないものであることが必要となります。

②施設の規模の上限ですが、上限はございません。

③地域計画の記載事項は、施設の位置、種類、規模、転用の時期及び施設の概要で、位置図、用排水施設等に関する図面を添付していただきます。

案件が出た場合には、農業委員さんには、施設等の設置が周辺の農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれがないかについて、現地調査で確認をしていただくことになります。

具体的には、申請に関わる農地を農地以外のものにすることにより、土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生するおそれ、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれ、その他の周辺の農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれを確認していただきます。

例えばですが、集団的に存在する農地を蚕食し、または分断するおそれがあるかどうか、周辺の農地における日照、通風等に支障を生ずるおそれがあるか、それから農道、ため池、その他の農地の保全、または利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあるかなどを現地調査で調査をしていただくことになります。

3枚目を御覧ください。

実際の手続きですけれども、認定農業者は、自分の生産加工施設などを造る場合は、①申出書の提出をすることになります。この提出を農業委員会に出していただきますと、真ん中になりますけれども、申出書の記載事項について確認するとともに、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないかについて検討ということで、現地を確認していただくことになります。

農業委員会からは、地域計画担当部局になりますので、農政課のほうに②の申出書の提出があった旨の連絡をします。現地を確認していただいたものをその月の総会で、周辺の営農に影響がないということを報告していただいて、申出書が、許可不要が適当であるかどうかを審議していただくことになります。

総会で許可不要が適当であると認められた場合には、農業委員会から⑤－１、許可不要が適用される旨の通知を認定農業者さんに送付します。これが許可不要の効力が発生する日付となります。

次に、農業委員会からは、⑤－２、市のほうへ、当該農業用施設の地域計画の記載について連絡をします。最終的には、左下、認定農業者さんは農業用施設を建設して、完了しましたら、事業完了届を農業委員会のほうへ提出するというような流れとなります。

今までの４条、５条の許可と違うのは、農振農用地からの除外に、今までですと約半年間、４月からは地域計画の除外に約２か月、農業委員会の許可に、実質的には３か月かかるということになります。ですので、農振農用地の除外と地域計画の除外を考えると、約半年から８か月程度、認定農業者さんが何かしらの施設を造るときには、期間が短縮できるということになります。

今後は、規則が改正されたことによりまして、認定農業者の方の場合は、農地法４条、５条の許可申請及び農業振興地域からの除外申請を行うのではなくて、このような届出書の提出の手続となりますので、御承知おきをお願いいたします。

事務局からの説明は、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 次に、番号の１について、議席番号３番、１２番委員より調査報告を願います。

３番。

○３番（込山祐一君） 申請番号１につきまして、調査の結果を説明いたします。

４月２５日９時３０分より、指名調査委員２名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道４３号線沿いにある土師丁字路を水戸方面へ３００メートルほど行き、十字路を左折し、１００メートル行った右側の畑です。

申請事由は、事業拡大に伴い、現在の作業所兼販売所が手狭になり、専用作業所を新築整備したいとのことです。

隣接地への影響ですが、東側が道路、ほか三方は農地ですが、所有者に説明しており、特に問題はないと思われます。

そのほか、特に問題はないと見てまいりましたので報告いたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条許可不要特例の申し出について、農地法施行規則第53条第4号の規定に該当し、農地転用許可を要しないこととしてよいか、賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（永田良夫君） 挙手全員であります。よって、議案第3号は農地転用許可を要しないことと決定いたしました。

議案第5号 現況証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 現況証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号7番、14番委員より調査報告を願います。

14番。

○14番（入江保夫君） 番号1につきまして、現地確認をした結果について御報告いたします。

4月23日、指名調査委員全員と願出代理人の立会いの下、現地確認を行いました。

願出場所、地目、面積、許可年月日、願出人の住所及び氏名は、議案書のとおりです。

現地場所は、JR水戸線笠間駅を背にして右折し、県道笠間つくば線を約500メートル進んだ右側のところです。

本件は、令和3年8月30日付で資材置場に転用することを許可した案件です。

証明願出を申請した目的は、地目変更登記を行うためで、現在も資材置場として事業を継続していることを確認しました。

また、申請書類も完備されております。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号6番、13番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（鶴田英樹君） 番号2番について、調査の結果を報告いたします。

4月25日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。願出人については、電話で確認をいたしました。

願出人、願出目的等については、議案書のとおりです。

場所は、北関東自動車道、住吉第一跨道橋の北西側20メートルほどのところにありまし

た。

願出場所には、砕石敷の駐車場となっていることを確認してまいりました。

また、この場所は、平成28年7月に4条の許可を受けている場所であります。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 現況証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の4、5について、議席番号4番、15番委員より調査報告を願います。

15番。

○15番（園部孝男君） 非農地証明、まず4について、調査結果を報告いたします。

4月の25日、指名調査委員2名、推進委員、願出人立会いの下、現地調査を行ってまいりました。

願出人、願出地については、議案書記載のとおりでございます。

場所につきましては、国道355号線バイパスの室野池付近を東へ1キロメートル入ったところでございます。

現在の利用状況は宅地となっておりまして、非農地となった時期は不明であるものの、20年以上前から自宅敷地として利用されており、空中写真撮影記録証明書からも確認することができます。

なお、願出人のほうから、固定資産税の納税通知書の土地家屋課税証明書を提出されましたので、それで確認したところ、それぞれ居宅、納屋等は、昭和40年代から50年代に建築されたものでございました。今般、隣接地に住宅を建てたいということで、併せて申請地の地目を現況に合わせたいということでございます。

関係書類完備されておりますので、問題なしと判断いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

非農地証明第5番につきましても、調査結果を報告申し上げます。

4月25日、指名調査委員2名、推進委員、願出人立会いの上、現地調査を行ってまいりました。

願出人、願出地につきましては、議案書のとおりでございます。

場所は、国道355号線下郷交差点から西へ2キロメートル入ったところでございます。

現在の利用状況は、山林となっております。

以前は、山林と畑だったということでございますけれども、20年以上前に植林し、現在は山林となっております。空中写真撮影記録証明書からも確認することができます。

現在、胸高直径で20センチから40センチ程度の杉林となっておりますことを確認してまいりました。

現況に合わせた地目変更、登記をしたいということで、今回の申請になったものでございます。

関係書類完備されておりますので、問題なしと判断いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから12ページになります。

農地中間管理事業により、公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が10件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が9件となります。合計14筆、3万2,178平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書10ページから12ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号（機構・受け手間契約）については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が5件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第7号（機構・受け手間契約）の番号8から12についてを審議いたします。

審議が終了するまでの間、鈴木 明委員、退場を願います。

暫時休憩といたします。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第7号（機構・受け手間契約）の番号8から12について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号（機構・受け手間契約）の番号8から12については、原案どおり決定されました。

それでは、16番鈴木 明委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時20分休憩

午後2時20分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号（機構・受け手間契約）の5件を除く5件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

15番。

○15番（園部孝男君） 対価の部分で、中途半端に玄米61とか59とかという数字になっているのですが、これの積算根拠というか、なぜこういう中途半端な、お互い納得すれば、それでいいのでしょうか、中途半端な数字なので、ちょっと確認だけ聞きたいなと思って。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 本人の相対の契約なので、正確にこれだということかどうかは、はっきりとは言えないのですが、面積で2袋持っていくよとか、3袋持っていくよを面積換算すると、10アール当たり幾らというふうになることが多いです。なので、30キログラム、60キログラムの計算で、面積でやるということが多いと聞いております。

○15番（園部孝男君） 分かりました。確かに1反歩64キログラムだと997平米なので、多分その関係だと思います。

○議長（永田良夫君） そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第7号（機構・受け手間契約）の5件を除く5件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号（機構・受け手間契約）の5件を除く5件について、原案どおり決定されました。

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、13ページから15ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が6件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が4件となります。合計17筆、2万7,356平方メートルの計画でございます。

詳細につきましては、議案書13ページから15ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号（一括契約）は原案のとおり決定されました。

議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページになります。

農地利用最適化推進委員の赤津要次委員から、令和7年4月3日付で、笠間市農業委員会会長に対し辞任届が提出されました。

辞任の理由としましては、一身上の都合により、農地利用最適化推進委員としての職責を十分に果たせなくなるとの思いから願い出られたものでございます。

推進委員の辞職につきましては、農業委員会等に関する法律第23条において、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されており、正当な理由であることから、農業委員会がこの辞任に同意するとしてよろしいか御審議をお願いいたします。

また、農業委員会が赤津委員の辞任について同意した場合は、辞任日は、本日の令和7年4月28日付となります。

後任の推進委員の選任につきましては、笠間市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条に、農業委員会は、推進委員の辞任により欠員を生じた場合は、必要に応じて、この規則に規定する手続に基づき、後任の推進委員を任命することができ

るとされております。

また、笠間市農業委員会農地利用最適化推進委員の担当地区に関する規定第2条におきまして、担当地区が定められており、赤津委員は北川根地区であるため、後任の委員につきましては、担当地区を北川根地区と指定し、推薦・募集することになります。

スケジュール的には、規定により、28日の推薦・募集の期間を設ける必要があるため、最短でも5月上旬から推薦及び募集を開始し、6月の中旬に選考委員会を開催し、候補者を選定しまして、6月の農業委員会の総会で決定する予定としております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの事務局の説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第8号 農業委員会等に関する法律第23条による農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は同意することに決定されました。

議案第9号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第9号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 議案第9号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について御説明いたします。

議案書につきましては、17ページになります。

農業委員会は行政委員会の一つであり、農業委員の皆様は非常勤特別職の公務員という身分であることから、法令遵守による公平・公正な職務遂行、とりわけ農地制度の適正執行に努めなければなりません。

このことを踏まえ、県内の農業委員会では、法令遵守の申し合わせ決議を行っております。笠間市農業委員会におきましても、職務遂行に当たって、法令遵守の姿勢を明確にするため、綱紀保持の内容を明文化し、申し合わせ決議を行ってはいかがかという案件でございます。

議案書17ページを読み上げます。

笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進

委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進員は、高い倫理感を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するため、研修を実施すること。

以上が決議の内容となります。

委員の皆様におかれましては、決議内容に御賛同いただき、この決議に沿って今後の農業委員会活動を実施していくことにつきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第9号 笠間市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第12、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、18ページから41ページになります。

番号18から23ページの番号26までは、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号27は、耕作者変更のため、合意を解約するものです。

26ページになります。

番号28は、耕作者の体調不良のため、合意を解約するものです。

27ページになります。

番号29は、耕作者が死亡したため、合意を解約するものです。

番号30は、売買のため、合意を解約するものです。

28ページになります。

番号31は、耕作者を変更するため、合意を解約するものです。

番号32は、耕作者が死亡したため、合意を解約するものです。

29ページになります。

番号33は、売買のため、合意を解約するものです。

番号34は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

30ページになります。

番号35は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

番号36は、売買のため、合意を解約するものです。

31ページになります。

番号37は、売買のため、合意を解約するものです。

番号38は、排水不良により耕作ができないため、合意を解約するものです。

32ページになります。

番号39は、規模縮小のため、合意を解約するものです。

38ページになります。

番号40から40ページの番号44は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

40ページになります。

番号45は、耕作者を変更するため、合意を解約するものです。

41ページになります。

番号46は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第13、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告いたします。

議案書につきましては、42ページになります。

番号2は、水戸地方裁判所から、令和7年3月19日付で農地の現況等について照会がありました。

調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和7年3月21日金曜日午後3時30分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、JR常磐線鴻巣踏切から南側の市道を約40メートル進んだ先を左折し、約60メートル進んだ右側にありました。

現地の状況ですが、枝番6については、登記地目、畑、現況、畑であり、農地として管理されていました。

枝番8については、登記地目、宅地、現況、畑であり、一部宅地として利用されてはいましたが、大半が農地として管理されていたことから、水戸地方法務局へは、4月14日付で農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第14、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号3番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（小沼 祐君） 申請番号1につきまして、調査結果を報告いたします。

4月25日10時より、指名調査委員2名と申請者と工事関係者立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請場所は、吉沼公民館より南へ600メートル行った右側のところです。

申請地は、隣接地の一部を畑として耕作していましたが、市道路事業により、畑の大部分が道路用地となったことから、代替地として近くの一部を畑とするためです。

盛土は、道路拡張工事における残土です。

この改良によって、周辺に及ぼす影響はありません。

このほか関係書類についても完備されており、何ら問題はないと見てまいりました。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第15、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の3について、議席番号2番、16番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（寺門 博君） 番号3につきまして、調査の結果を報告いたします。

4月23日8時半より、指名調査委員で現地を調査してまいりました。申請人は欠席ということで、事前に確認しました。

申請人、申請地については、議案書の記載のとおりです。

申請地については、計画書どおり改良行為が完了しておりました。

作物の作付ですが、耕うんしてタマネギ、青菜等を作付していました。その他の野菜については、これからおいおい作付だと確認してまいりました。

報告いたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4から8について、議席番号8番、17番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（大橋正義君） 番号4から8について報告します。

4月25日、調査委員2名と申請代理人、笠間市の管理課職員と現地を調査してきました。

場所は、南吉原の土地改良区の田んぼの県道109号線沿いの隣でした。

4番は、田畑転換のため盛土がしてあり、畑に転換してありました。

5、6、7、8番は、湿田解消のための盛土で、既に田んぼとして水が張られていました。

いずれも計画書どおり事業が完了されていました。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和7年第4回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時42分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

3 番 委 員

4 番 委 員